

平成 27 年 1 月 27 日

島根県「産業廃棄物減量税」の更新

島根県から協議のあった法定外目的税の更新について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせいたします。

1. 産業廃棄物減量税の更新の理由

島根県においては、産業廃棄物の発生抑制や再生利用等による産業廃棄物の減量その他産業廃棄物の適正な処理を促進するため、平成 17 年 4 月に法定外目的税である「産業廃棄物減量税」を創設したところである。

平成 27 年 3 月末に現行の課税期間が終了するに当たり、島根県では今後の産業廃棄物減量税の在り方について、島根県環境審議会に対して諮問を行ったところ、「現行の税制度を基本としてさらに 5 年間の継続が適当である」旨の答申がなされた。

再生利用率の上昇によって、大手事業者を除いた最終処分量は減少傾向にはあるものの、近年は下げ止まりがみられ、「第 2 期しまね循環型社会推進計画」に定められた目標を達成するには、引き続き産業廃棄物の発生抑制や再生利用を積極的に押し進める必要があることから、産業廃棄物減量税の課税期間を 5 年間延長し、同様の税を課税するものである。

2. 産業廃棄物減量税の概要

課税団体	島根県
税目名	産業廃棄物減量税（法定外目的税）
課税客体	産業廃棄物の最終処分場への搬入
税収の使途	産業廃棄物の発生抑制及び再生利用等による減量化並びに適正な処理の促進に関する施策に要する費用
課税標準	最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量
納税義務者	最終処分に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者
税率	1,000 円／トン
徴収方法	特別徴収：特別徴収義務者（最終処分業者）の申告納入 申告納付：事業者が排出する産業廃棄物を自らの最終処分場で最終処分する場合
収入見込額	（初年度）162 百万円 （平年度）227 百万円
非課税事項	市町村が設置する一般廃棄物の最終処分場に搬入される産業廃棄物のうち、天災等により処理手数料が減免されるもの
徴税費用見込額	（単年度）16 百万円
課税を行う期間	5 年間（平成 27 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日）

担当：自治税務局企画課
今道係長（23514） 高橋（23516）
直通 03-5253-5658 FAX03-5253-5659